

札幌高等裁判所令和2年(行ノ)第10号 当選無効請求上告受理申立て事件

申立人 北海道選挙管理委員会

同補助参加人 高田浩子

相手方 武田 真

上告受理申立て理由書

令和3年2月12日

最高裁判所 御中

上告受理申立人訴訟代理人弁護士 藤 田 美 津 夫

同指定代理人 叶 野 公 司

同 八 柳 雅 仁

同 近 藤 久 史

同 鈴 木 広 志

原判決には、次に述べるとおり、公職選挙法9条2項にいう「住所」の解釈適用を誤った違法があるから、破棄されるべきである。

なお、略語については、本書面で新たに用いるもののほかは、原審の例による。

目 次

第1	事案の概要	3
第2	原判決の要旨と上告受理申立て理由の骨子	
1	原判決の要旨	3
2	上告受理申立て理由の骨子	3
	(1) 公職選挙法9条2項にいう「住所」の解釈の誤り(理由1)	4
	(2) 原判決の認定における経験則違反(理由2)	4
第3	公職選挙法9条2項にいう「住所」の解釈の誤り	4
1	原判決の解釈	4
2	原判決の解釈が誤りであること	5
第4	住所の認定における経験則違反	6
1	原判決の認定判断	6
2	原判決が掲げる事実から生活の本拠が深川市のアパートにあったと推認することは経験則に反すること	6
	(1) 深川市のアパートへの転入届	6
	(2) 四女の生活状況	7
	(3) 四女についての区域外就学申請	8
	(4) 広報誌等の掲載記事	9
	(5) 家電製品の据え置き状況	9
	(6) 電気、水道、ガス、灯油の使用量	10
	(7) 小括	11
第5	結語	11

第1 事案の概要

本件は、平成31年4月21日執行の北海道砂川市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙人、候補者であった相手方が、本件選挙で当選人となった申立人補助参加人（以下「補助参加人」という。）について、本件選挙前引き続き3か月以上同市の区域内に住所を有していないから、被選挙権を有しないとして、申立人に対し、当選の効力に関する審査を申し立て、申立人が令和2年7月17日付けで当該審査申立てを棄却する旨の裁決を行ったところ、相手方が原裁判所に当該裁決の取消し及び補助参加人の当選を無効とする旨の判決を求めて訴えを提起し、原判決がこれを認容したため、申立人が上告受理申立てをした事案である。

第2 原判決の要旨と上告受理申立て理由の骨子

1 原判決の要旨

原判決は、公職選挙法9条2項にいう「住所」とは、「生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指す。一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきである。」（原判決11ページ）としたうえで、補助参加人が前住所地（北海道深川市多度志所在の市営住宅をいう。）からの転居に際し、郵便局に深川市のアパート（北海道深川市4条5番地28号所在のセラノ108号室をいう。）に転居した旨の届出をしたこと、本件住所地（補助参加人が転入届をした北海道砂川市空知太東1条3丁目3番15号所在のクリア砂川202号室をいう。）における電気、水道、ガス、灯油の使用量が極めて少なかったこと等を根拠として、「本件期間中、客観的に、被告補助参加人の生活の本拠たる実体を具備していたのが本件住所地であったとは認められない。かえって、深川市のアパートであったと認められる。」（原判決14、15ページ）と判断した。

2 上告受理申立て理由の骨子

(1) 公職選挙法9条2項にいう「住所」の解釈の誤り（理由1）

同項の住所については、生活場面ごとに複数の住所を認めるか、少なくとも当該候補者の生活との結びつきが相対的に見て強いと認められる居住先を住所と認めるべきであり、これを認めない原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある。

(2) 原判決の認定における経験則違反（理由2）

仮にそうではないとしても、原判決が認定した事実から、補助参加人の住所が深川市のアパートであり、本件住所地にあったとは認められないと認定したことは経験則に反するものであり、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある。

第3 公職選挙法9条2項にいう「住所」の解釈の誤り

1 原判決の解釈

(1) 原判決は、公職選挙法9条2項にいう「住所」とは、「生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指す。一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきである。」（原判決11ページ）と述べる。

原判決は、その上で、原審が認定した本件住所地における電気、水道、ガス、灯油の使用量が深川市のアパートにおけるそれらの使用量と比較して極めて少なかったこと等の事実を前提として、「本件期間中、客観的に、被告補助参加人の生活の本拠たる実体を具備していたのが本件住所地であったとは認められない。かえって、深川市のアパートであったと認められる。」（原判決14、15ページ）と結論付けている。

(2) しかし、一般に、地方議会議員の選挙が行われる市町村の区域に住所を有しなかった者が当該選挙の候補者となって当選を果たそうとする場合には、

当該市町村に住民登録し、当該市町村の区域を拠点として、立候補及び当選に向けた活動を展開するのが通常であるが、家庭の事情によっては、家族を元の住所地に残し、選挙が行われる市町村に本人のみのための居住先を確保し、単身で移転しなければならないことも当然にあり得るのであり、この場合、普段の生活時間帯の大部分は当該市町村での活動に当てながら、必要に応じて、家族に会うために元の住所地を往来したり、そこで宿泊をしたりすることはあり得ることである。とりわけ現代では生活様式や生活形態が多様化していることから、居住先が複数存在するような様相を呈することもあり得るのであり、その場合に、生活場面ごとに複数の住所を認めるか、少なくとも当該候補者の生活との結びつきが相対的に見て強いと認められる居住先が住所と認められるべきである。そうでなければ、選挙が行われる市町村に住民登録し、当該市町村で、地域代表ではなく、政策型候補として当選を果たそうとして活動することが困難となり、また、そのような候補者を支持し当該候補者に投票した選挙権者の意思が選挙結果に反映されないこととなって、極めて不合理である。

- (3) この意味で、公職選挙法9条2項にいう住所とは「その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心」を指し、「私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」とする従来の解釈は、時代遅れであって不合理であり、貴裁判所第三小法廷昭和35年3月22日判決（民集14巻4号551ページ）その他の貴裁判所の判例は変更されるべきである。

2 原判決の解釈が誤りであること

- (1) 補助参加人は、本件選挙に立候補して当選を果たすため、平成30年12月以降、砂川市内での政治活動や日本共産党砂川市委員会の構成員としての相談活動を展開していたものであり、四女の様子を確認するため、あるいは深川市所在の勤務先（社会福祉法人多度志保育会保有の施設）で業務を行う

ために、本件住所地と深川市のアパートを自動車で往来するようなことがあったとしても、社会的活動の中心は本件住所地であり、少なくとも相対的に見て深川市のアパートよりも本件住所地の方が補助参加人の生活との結びつきが強いことは明らかである。

- (2) したがって、原判決には、公職選挙法9条2項の「住所」の解釈及び適用を誤った違法があるから、破棄されるべきである。

第4 原判決の認定における経験則違反

1 原判決の認定判断

原判決は、①補助参加人が前住所地（北海道深川市多度志所在の市営住宅をいう。）からの転居に際し、郵便局に深川市のアパートに転居した旨の届出をしたこと、②四女が深川市のアパートで生活し、転居前と同じ中学校に通学していたこと、③補助参加人名義による区域外就学申請書（本件申請書）に生活の拠点が深川市のアパートである旨が記載されていること、④補助参加人が政党の発行する広報誌等に四女と同居している旨の紹介記事を掲載したこと、⑤深川市のアパートには洗濯機、冷蔵庫が備えられたが、本件住所地には家電製品を備え置かなかったこと、⑥本件住所地における電気、水道、ガス、灯油の使用量が極めて少なかったことを根拠として、「本件期間中、客観的に、被告補助参加人の生活の本拠たる実体を具備していたのが本件住所地であったとは認められない。かえって、深川市のアパートであったと認められる。」（原判決14、15ページ）と判断した。

2 原判決が掲げる事実から生活の本拠が深川市のアパートにあったと推認することは経験則に反すること

(1) 深川市のアパートへの転入届

原判決は、前記のとおり、補助参加人が前住所からの転居に際し、郵便局に深川市のアパートに転居した旨の届出をした事実を、補助参加人の生活の

本拠が本件住所地ではなく深川市のアパートであったと判断する根拠の一つとしている。

しかし、補助参加人は、深川市のアパートについて、二女と四女が二人で居住するため、赤平市で西英寺の住職をしている補助参加人の弟が連帯保証人となって賃借したものであり、四女は精神疾患から家にこもりがちで、補助参加人に暴力をふるうため、二女と弟とで四女の世話をしており、四女が深川市の中学校に通学し、当該中学校や教育委員会との連絡調整は全て弟が行っていたことから、郵便局への転居届は深川市のアパートを届け出ることとした旨を述べているのであり（乙第1号証2、4、5ページ）、二女宛の郵便物や四女の学校関係の郵便物が深川市のアパートに届くようにしたことには相応の合理性があるから（郵便局に深川市のアパートへの転居届をしていても、補助参加人の関係先に本件住所地を通知さえすれば、補助参加人宛の郵便物が深川市のアパートに送付されることを回避することは容易である。）、このような点を全く考慮することなく、補助参加人が郵便局に深川市のアパートに転居した旨の届出をした事実をもって補助参加人の生活の本拠が本件住所地ではなく、深川市のアパートであると推認することはできないから、原判決の判断には著しい経験則違反がある。

(2) 四女の生活状況

原判決は、四女が深川市のアパートで生活し、転居前と同じ中学校に通学していたことをもって、補助参加人の生活の本拠が本件住所地ではなく、深川市のアパートであると推認する根拠としている。

しかし、当時、四女は精神疾患から家にこもりがちで、補助参加人に暴力をふるうことがあったことは前記のとおりであり、養護教諭との信頼関係により不定期ながらも通学できるようになってきていて、補助参加人自身も過去の前夫による暴力の影響から適応障害を発症し、病院に通院していた状況にあり、主治医から、四女と起居を共にすることは避けるべきであるとの助

言を受けていたことから、補助参加人は、転居に当たり、四女の中学校の教員とも相談した上、四女を二女とともに深川市に残し、補助参加人が単身で本件住所地に転居することとする決断をしたものである（乙第1号証4、5ページ、乙第2号証3、4ページ）。

原判決は、四女が深川市のアパートで生活し、転居前と同じ中学校に通学していたという外形的な事実から、補助参加人の生活の本拠が本件住所地ではなく、深川市のアパートであると推認したものであるが、前記の事情を考慮すれば、そのような推認はできないのであって、原判決の判断は明らかに経験則に反するものである。

(3) 四女についての区域外就学申請

原判決は、本件申請書（甲第19号証中の「資料29」）すなわち補助参加人の名義により、深川市教育委員会に提出された区域外就学申請書に、「住民登録居住地」を本件住所地、「現住所地」を深川市のアパートと表示され、「保護者（申請者）高田浩子が勤務地変更により、砂川市へ転居。」「深川市内（現住所地）に私（保護者）と子の生活拠点を置き、現在通学する同校への就学の継続をお願いします。」との記載があることをもって、補助参加人の生活の本拠が本件住所地ではなく、深川市のアパートであると推認し、さらに、本件申請書の作成・提出が弟によって行われたとしても、補助参加人に「その内容の是非を全く確認しないまま作成・提出したとは考え難い。」などと判示している（原判決16ページ）。

しかし、補助参加人は、本件申請書の作成・提出は全て弟が行ったものであることを一貫して陳述し（乙第2号証3、4ページ）、弟が深川市の担当者と協議しながら本件申請書の内容をまとめた際に、上記のような記載をすることとなった旨説明しているのであるから（同号証4ページ）、仮に、弟が本件申請書の記載内容を確定するまでの間に、補助参加人にその内容を確認していたとしても、四女の区域外就学申請の必要上、上記のような記載となっ

たことは明らかである。原判決は、弟が補助参加人に「その内容の是非を全く確認しないまま作成・提出したとは考え難い。」と述べ、更には「電話やメール等で連絡を取り合うことも考えられる。」(原判決17ページ)などと指摘するが、本件においては、本件申請書の内容に補助参加人の意思が反映していたか否かは、補助参加人の生活の本拠が本件住所地であるかどうかを判定するうえで、無関係である。その点においても、原判決の認定判断は経験則に反するものである。

(4) 広報誌等の掲載記事

原判決は、補助参加人が日本共産党の管理する「しんぶん赤旗電子版」や同党砂川後援会が発行した「後援会ニュース」において、「4人の娘を持つシングルマザー。上3人の娘は独立し、中学生の4女と暮らしています。」との記事が掲載されていること(甲第6号証、同第24号証)をもって、補助参加人の生活の本拠が本件住所地ではなく、深川市のアパートであると推認する根拠としている。

しかし、そもそも新聞や後援会ニュースの記事は補助参加人自らが作成したものではないから、補助参加人自身が上記のような自己紹介をしたと評価すること自体誤りである。

(5) 家電製品の備え置きの状況

原判決は、深川市のアパートには洗濯機、冷蔵庫が備えられたが、他方、本件住所地には家電製品を備え置かなかったことをもって、補助参加人の生活の本拠が本件住所地ではなく、深川市のアパートであると推認する根拠としている。

しかしながら、後記(6)で詳述するとおり、補助参加人は、洗濯は浴槽にはった少量のお湯で行っていたこと、朝食は本件住所地で食べるが多かったが、昼食・夕食は宿直勤務時の西英寺での貰いものや支援者からの頂きものを自宅外で食べるが多かったことなどを具体的に陳述しているところ

ろであり（乙第2号証2、4ページ）、また、本件住所地には補助参加人のみが居住していたことからすれば、洗濯機や冷蔵庫がなくても生活することは十分に可能であり、原判決が本件住所地に洗濯機や冷蔵庫がなかったことから、本件住所地が補助参加人の生活の本拠ではないと推認する根拠としたことは、経験則に反するものというほかない。

(6) 電気、水道、ガス、灯油の使用量

原判決は、本件住所地における電気、水道、ガス、灯油の使用量が深川市のアパートにおけるそれと比較して、極めて少なかったことをもって、補助参加人の生活の本拠が本件住所地ではなく、深川市のアパートであると推認することの重要な根拠としている。

しかし、次に述べるとおり、電気、水道、ガス、灯油の使用量が少なかったことから補助参加人の生活の本拠が本件住所地ではないと推認することは、経験則に反する。

そもそも、補助参加人は、前夫との婚姻生活中に電気、ガス等が無駄遣いしているとして暴力等を受ける被害にあっていたことから、節制する生活習慣が身についており、実際に水道光熱費を節約して生活していたことに加え、砂川市での本件選挙に向けた活動のため、本件住所地を留守にすることが多く、食事は日本共産党砂川市委員会の事務所の貰いものや支持者からの頂きものを自宅以外で食べるなど外食等で済ませることが多く、入浴についても、弟の運営する西英寺で入浴したり、温泉を利用したりすることもあったことによるものである。

原判決添付の別紙「水道光熱費一覧表」記載のとおり、本件住所地における水道光熱費と深川市のアパートの水道光熱費とを比較すれば、後者のほうが多いが、それは深川市のアパートでは、二女と四女が生活し、水道光熱費の一般的な使い方をしていたことによるものと考えられるのに対し、本件住所地における水道光熱費が少ないのは、補助参加人が節制して生活していた

ことによるものであり、かつ、各月の金額を個別に比較すれば、灯油の使用量を除いて、著しい差異があるとまではいえない。

そして、灯油の使用量についていえば、補助参加人は、選挙に向けた活動により自宅を不在にしがちであり、朝起きて暖房を使用せずに出かけ、夜に帰宅して、そのまま就寝することも多く、自宅にいる場合も、居室の日当たりが良いので、ストーブの温度を12度Cに設定し、寒いときは厚着をしたり布団をかぶったりして、燃料使用量を最小限にとどめていた旨陳述しているのであり(乙第2号証4ページ、乙第1号証3ページ)、当該供述が不合理・不自然であるとはいえない。

そうすると、原判決が本件住所地における電気、水道、ガス、灯油の使用量が極めて少なかったことをもって、補助参加人の生活の中心が深川市のアパートであった旨認定したことは明らかに経験則に反するものである。

(7) 小括

以上のとおり、前記(1)ないし(6)で述べたとおり、原判決が掲げる事実から、補助参加人の生活の本拠が本件住所地ではなく、深川市のアパートであったと推認することは困難であり、原判決が掲げる事実を総合的に考慮したとしても、原判決の認定判断は経験則に反するものというほかない。

第5 結語

以上のとおり、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるから、破棄されるべきである。

以 上